

ロシア連邦政府
決定
2024年6月29日付第894号

モスクワ

ロシア連邦政府の幾つかの文書の
改正について

ロシア連邦政府は以下の事項を決定する。

1. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について」（ロシア連邦法令集、2015年、第30号、掲載番号4597；2017年、第21号、掲載番号3003；第40号、掲載番号5843；2019年、第8号、掲載番号793；第39号、掲載番号5418；第42号、掲載番号5928；第51号、掲載番号7641；2020年、第12号、掲載番号1764；第19号、掲載番号2993；第43号、掲載番号6784；第46号、掲載番号7302；第52号、掲載番号8853；2021年、第1号、掲載番号109；第2号、掲載番号388；第3号、掲載番号589；第8号、掲載番号1340；第11号、掲載番号1804；第13号、掲載番号2270；第16号、掲載番号2799；第21号、掲載番号3604；第37号、掲載番号6515；第51号、掲載番号8852；2022年、第10号、掲載番号1505；第15号、掲載番号2474；第27号、掲載番号4828；第38号、掲載番号6460；2023年、第1号、掲載番号319；第13号、掲載番号2290；第14号、掲載番号2452；第23号、掲載番号4159；第33号、掲載番号6494；第40号、掲載番号7236；第51号、掲載番号9387；2024年、第1号、掲載番号183、237；第13号、掲載番号1790；第15号、掲載番号2030；第18号、掲載番号2447）に加えられる添付の改正を承認する。
2. 本決定の発効日より前までにロシア産業商務省によって交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書は、その所定の有効期間が満了するまでの間、効力を有するものと定める。
3. 附属書のリストに従い、ロシア連邦政府の幾つかの文書、および幾つかの文書の個々の規定を失効したものとみなす。
4. 本決定はその公布日より効力を発する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2024年6月29日付

ロシア連邦政府決定第894号により

承認

**2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の
改正**

1. 名称を以下の文言とする：

「ロシアの工業製品生産の確認について」

2. 第1項：

1) 第1段落の文言「ロシア連邦領内における工業製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

2) 第a号第2段落：

文言「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書の交付」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿への工業製品情報の記載」に置き換える。

文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

3) 第c号の文言「ロシア連邦産業商務省によってロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書が交付されている」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿に情報が記載されているものであって、交付された」に置き換える。

3. 以下の内容の第1号の5を追加する。

「1.5. 添付のロシアの工業製品登録簿作成・備付け規則、登録簿に記載する情報の構成、当該情報の国家産業情報システムへの掲載をはじめとする登録簿への当該情報の記載・削除手順、及び登録簿に記載された情報の提供の手順を承認する。」

4. 当該決定の附属書：

1) 名称を以下の文言とする。

「工業製品に対し、当該製品をロシアの工業製品に分類することを目的として提示される要求事項」

2) 表「工業製品に対し、当該製品をロシア連邦領内で生産された製品に分類することを目的として提示される要求事項」の名称の、文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

3) 第IX章の文言「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について」を、文言「ロシアの工業製品生産の確認について」に置き換える。

4) 第XVI章の文言「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号『ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について』に従い交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

5) 脚注12第39段落の文言「ロシア連邦産業商務省により法人一製品生産者に対して交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに法人一製品生産者の申請に基づき掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

6) 脚注13の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

7) 脚注18第2段落、および脚注20第2段落の文言「ロシア連邦産業商務省によって交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

8) 備考1の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

9) 備考6第9段落の文言「本決定に従い交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

10) 備考7の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

11) 備考8の文言「本決定に従い交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

12) 備考9第1段落を以下の文言とする。

「9. 連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』の一環としての国家および地方自治体の需要の充足を目的とした石油ガス機械製作製品の調達の遂行、ならびに連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在を要求事項として定めているロシア連邦政府の法規文書に定めのある国家支援措置の享受を目的とする場合、法人は石油ガス機械製作製品を生産するにあたり、1暦年中に、当該の製品に対し本規定のしかるべき章で定められており、かつ以下に示されているポイント数の合計で評価される要求事項および技術オペレーションを履行しなければならない。」

13) 備考10の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

14) 備考11を以下の文言とする。

「11. 本附属書第I章に記載のある工作機械産業の製品は、個々の製品単位について記載のあるオペレーション（条件）のロシア連邦領内における履行に対して以下に示されている合計点数が達成された場合に、ロシアの工業製品に分類される。」

製品のタイプ	2022～2023年	2024～2026年
工具および付属品		
研削ホイール	35	35
切断ホイール	35	35
研磨ホイール	35	35
その他の手持ち工具	55	55
産業機器または手持ち工具（機械駆動式または非機械駆動式）の交換用工具	55	55
他の分類に含まれない手持ち直線測定器（マイクロメーターおよびノギスを含む）	55	55
工具固定用保持具、産業機器用自動開閉式ねじ切りヘッド	55	55
産業機器向け工具固定用保持具	55	55
産業機器用インデックスヘッド、その他の特殊アクセサリ	55	55
組立式切削工具	60	60
潤滑・冷却液内部供給管路付き切削工具	35	55
バンドソー、ディスクソー	45	45
旋盤		
ねじ切り旋盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	77	85
ラテスマシニングセンター（単軸、多軸）	83	91
ターンミルマシニングセンター（フライス軸付き）	105	115
主軸台移動型自動旋盤	45	51
立て旋盤（デジタルディスプレイ付き、NC式）	105	115
ボール盤、中ぐり盤		
直立ボール盤	45	50

製品のタイプ	2022～2023年	2024～2026年
ラジアルボール盤	40	44
座標中ぐり盤	94	103
横中ぐり盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	83	91
水平ボール盤	55	61
深穴加工・中ぐり加工盤	40	45
研削盤、研磨盤、仕上げ機		
円筒研削盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	80	90
内面研削盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	80	90
スナッグング研削盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	80	90
グライインディングマシニングセンター	85	97
専用研削盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	87	96
シャープナー（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	55	61
角テーブル形または円テーブル形平面研削盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	100	111
ラップ盤、研磨盤	55	61
ホーニング盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC盤）	55	61
電気物理加工機、電解加工機、超音波加工機		
電解加工機	66	73
ワイヤーカット放電加工機	65	70
座標穴あけ放電加工機	44	49
放電加工スーパードリル	50	55
レーザー切断機	66	73

製品のタイプ	2022～2023年	2024～2026年
プラズマ切断機	50	61
超音波ピーニング機	30	30
非切削レーザー金属加工機	30	35
歯車加工機、ねじ切り機		
歯車ミーリング盤	50	55
歯車シェーピング盤	50	55
歯車シェービング盤	50	55
歯車丸め盤	50	55
歯車研削盤	50	55
歯車ホーニング盤	50	55
ねじフライス盤	44	49
ねじ研磨盤	44	49
ねじ転造加工盤	44	49
ねじ切り盤	44	49
各種歯車加工機、ねじ切り機	44	49
フライス盤		
立型フライス盤	96	106
横型フライス盤	99	109
汎用フライス盤	88	97
3軸（4軸）立型マシニングセンター	99	109
5軸立型マシニングセンター	99	109
4軸（3軸）横型マシニングセンター	105	115
5軸横型マシニングセンター	110	121
平削りフライス盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	105	115
3軸門型マシニングセンター	105	115
5軸門型マシニングセンター	105	115
各種フライス盤（汎用、デジタルディスプレイ付き、NC式）	66	73

製品のタイプ	2022～2023年	2024～2026年
鍛圧機械		
鍛圧ハンマー	50	61
機械プレス	50	61
油圧プレス	64	80
自動鍛圧機、横型鍛造機	50	61
ロール鍛造機	50	61
ベンディングマシン・ストレートニングマシン	50	61
剪断機	81	92
冷間圧延・転造機	50	61
平削り盤、立削り盤、ブローチ盤		
平削り盤	55	61
立削り盤	55	61
ブローチ盤（デジタルディスプレイ付き、NC式）	55	61
切断機		
バンドソー盤	58	67
ディスクソー盤	50	55
カットオフマシン	50	55
ウォータージェット切断機	45	53
コーティング装置（化学式・電解式表面加工装置）		
表面処理およびガルバニックコーティング・ケミカルコーティング・アノダイズドコーティング装置	45	50
金属加工機のパーツ、付属品		
ボールスクリュー、スクリュー・ナット機構	15	17
ベッド	10	12
モータースピンドル	7	10
ローラーガイド、スライドウェイまたは複合タイプ	13	18
リボルバーヘッド、回転ヘッド、研削ヘッド	13	18
工具ボックス	10	14

製品のタイプ	2022～2023年	2024～2026年
安全キャビネット、切削エリア防護柵、ガイドのテレスコピックカバー	7	9
潤滑・冷却液供給・清掃システム	5	6
切削くず除去装置（切削くずコンベア）	7	10
油圧・空圧システム	4	6
1軸ターンテーブル	4	6
2軸ターンテーブル（傾斜円テーブル）	6	10
可動式テーブル	6	8
ウォータージェットヘッド	6	9
駆動ユニット	5	6
フライスヘッド	7	8

産業機器・工具製品が、本附属書第1章に定められ、OK 034-2014（KPES 2008）のコード28.4に基づき分類が行われる製品タイプのリストにない場合には、連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号『ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について』に則り国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録を作成することができるが、ただしこれは、独立国家共同体における商品原産国特定規則に関する協定の加盟国の全権機関（組織）によって交付される商品（製品）原産地証明書であって、当該の商品（製品）の原産国がロシア連邦であるとする証明書が存在する場合に限る。」

15) 備考13および14の文言「本決定に従い交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

16) 備考15の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

17) 備考16の文言「本決定に従い交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

18) 備考18第1段落を以下の文言とする。

「18. OK 034-2014（KPES 2008）のコード28.22.16.111に基づき分類される重機製造業製品のロシアの工業製品への分類、連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』に則った国家および地方自治体の需要の充足を目的とした当該製品の調達の遂行、連邦法『特定の種類の法人による商品・役務・サービスの調達について』に則った発注者の需要の充足、ならびに連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在をその要件とする国家支援策の享受を目的とする場合、法人は当該の重機製造業製品を生産するにあたり、1暦年中に、ロシア連邦領内における当該の組付け部品および技術オペレーションの生産（遂行）について以下の合計ポイントを達成しなければならない。」

19) 備考19の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

20) 備考20を以下の文言とする。

「20. OK 034-2014（KPES 2008）のコード28.22.14.110、28.22.14.121、28.22.14.122、28.22.14.123、28.22.14.125、28.22.14.126、28.22.14.129、28.22.14.140、28.22.14.152、28.22.14.160に基づき分類される重機製造業製品のロシアの工業製品への分類、連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』に則った国家および地方自治体の需要の充足を目的とした当該製品の調達の遂行、連邦法『特定の種類の法人による商品・役務・サービスの調達について』に則った発注者の需要の充足、ならびに連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在をその要件とする国家支援策の享受を目的とする場合、法人は当該の重機製造業製品を生産するにあたり、1暦年中に、ロシア連邦領内における当該の組付け部品および技術オペレーションの生産（遂行）について以下の合計ポイントを達成しなければならない。」

OK 034-2014（KPES 2008）のコード	製品の名称	2023年12月31日まで	2024年12月31日まで	2025年12月31日まで	2026年1月1日以降
28.22.14.110	デリッククレーン （キャビンあり）	275 ポイント 以上	290 ポイント 以上	305 ポイント 以上	320 ポイント 以上
	デリッククレーン （キャビンなし）	245 ポイント 以上	260 ポイント 以上	275 ポイント 以上	290 ポイント 以上
28.22.14.121	電動オーバーヘッドクレーン（キャビンあり）	260 ポイント 以上	275 ポイント 以上	290 ポイント 以上	305 ポイント 以上
	電動オーバーヘッドクレーン（キャビンなし）	230 ポイント 以上	245 ポイント 以上	260 ポイント 以上	275 ポイント 以上
28.22.14.122	電動ガントリークレーン、セミガントリークレーン（キャビンあり）	280 ポイント 以上	295 ポイント 以上	310 ポイント 以上	325 ポイント 以上
	電動ガントリークレーン、セミガントリークレーン（キャビンなし）	250 ポイント 以上	265 ポイント 以上	280 ポイント 以上	295 ポイント 以上
28.22.14.123	カンチレバークレーン（移動機構あり）	365 ポイント 以上	380 ポイント 以上	395 ポイント 以上	410 ポイント 以上
	カンチレバークレーン（移動機構なし）	300 ポイント 以上	315 ポイント 以上	330 ポイント 以上	345 ポイント 以上
28.22.14.125	ブーム式カーゴクレーン（キャビンあり、移動機構あり、支持部あり）	450 ポイント 以上	465 ポイント 以上	480 ポイント 以上	495 ポイント 以上
	ブーム式カーゴクレーン（キャビンあり、移動機構なし、支持部あり）	470 ポイント 以上	485 ポイント 以上	500 ポイント 以上	515 ポイント 以上
	ブーム式カーゴクレーン（キャビンなし、移動機構あり、支持部あり）	420 ポイント 以上	435 ポイント 以上	450 ポイント 以上	465 ポイント 以上

	ブーム式カーゴクレーン（キャビンなし、移動機構なし、支持部あり）	355 ポイント以上	370 ポイント以上	385 ポイント以上	400 ポイント以上
	ブーム式カーゴクレーン（キャビンあり、移動機構あり、ポータルあり）	470 ポイント以上	485 ポイント以上	500 ポイント以上	515 ポイント以上
	ブーム式カーゴクレーン（キャビンなし、移動機構あり、ポータルあり）	450 ポイント以上	465 ポイント以上	480 ポイント以上	495 ポイント以上
28.22.14.126	タワークレーン（移動機構あり、ブーム伸長機構あり、支持部あり）	380 ポイント以上	395 ポイント以上	410 ポイント以上	425 ポイント以上
	タワークレーン（移動機構あり、ブーム伸長機構なし、支持部あり）	340 ポイント以上	355 ポイント以上	370 ポイント以上	385 ポイント以上
	タワークレーン（移動機構なし、ブーム伸長機構あり、支持部あり）	300 ポイント以上	315 ポイント以上	330 ポイント以上	345 ポイント以上
	タワークレーン（移動機構なし、ブーム伸長機構なし、支持部あり）	250 ポイント以上	265 ポイント以上	280 ポイント以上	295 ポイント以上
	タワークレーン（移動機構あり、ブーム伸長機構あり、ポータルあり）	400 ポイント以上	415 ポイント以上	430 ポイント以上	445 ポイント以上
	タワークレーン（移動機構あり、ブーム伸長機構なし、ポータルあり）	360 ポイント以上	375 ポイント以上	390 ポイント以上	405 ポイント以上
28.22.14.129	その他のカーゴクレーン	300 ポイント以上	315 ポイント以上	330 ポイント以上	345 ポイント以上
28.22.14.140	ポータルクレーン	390 ポイント以上	405 ポイント以上	420 ポイント以上	435 ポイント以上
28.22.14.152	鉄道クレーン	420 ポイント以上	435 ポイント以上	450 ポイント以上	465 ポイント以上
	油圧鉄道クレーン	145 ポイント以上	160 ポイント以上	175 ポイント以上	190 ポイント以上
28.22.14.160	スタッカードクレーン（キャビンあり）	360 ポイント以上	375 ポイント以上	390 ポイント以上	405 ポイント以上
	スタッカードクレーン（キャビンなし）	330 ポイント以上	345 ポイント以上	360 ポイント以上	375 ポイント以上

21) 備考21の文言「2022年6月22日付ロシア連邦政府決定第1120号『ロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関するロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について』（以下、「2022年6月22日

付ロシア連邦政府決定第1120号」）に従い交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

22) 備考22～25の文言「2022年6月22日付ロシア連邦政府決定第1120号に従い交付されたロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書」を、文言「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録」に置き換える。

23) 備考26：

第1段落の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

第2段落の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

24) 備考27および28の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

25) 備考29を以下の文言とする。

「29. 連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在をその要件とする、連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』の一環としての国家および地方自治体の需要の充足を目的とした、本附属書第XXII章に含まれている測定機器の調達の遂行を目的とする場合、法人は測定機器を生産するにあたり、1暦年中に、本附属書第XXII章に定めがあり、かつ商品項目について可能な限り最大のポイント数に対する以下のパーセンテージの達成を確保する要求事項および技術オペレーションを履行しなければならない。

OK 034-2014 (KPES 2008) の コード	製品の名称	2023年	2024年	2025年
26.51.45.115	フェイズメーター	50%以上	75%以上	85%以上
26.51.45.190	直流分圧器	55%以上	75%以上	85%以上
26.51.45.190	電気信号キャリブレーター	50%以上	70%以上	85%以上
26.51.45.190	自動化システム用コントローラ	55%以上	70%以上	80%以上
26.51.45.190	電気量トランスデューサー	50%以上	75%以上	80%以上
26.15.45.190	電圧プローブ	55%以上	75%以上	90%以上
26.51.52.110	コリオリ流量計	55%以上	70%以上	80%以上
26.51.52.110	超音波流量計	55%以上	70%以上	80%以上

26.51.52.110	電磁流量計	55%以上	70%以上	80%以上
26.51.52.110	石油製品供給ポンプ	50%以上	75%以上	85%以上
26.51.52.120	レベル計	50%以上	70%以上	85%以上
26.51.52.130	圧力センサー	50%以上	75%以上	90%以上
26.51.52.190	湿度計	55%以上	75%以上	85%以上
26.51.53.110	ガス分析器	55%以上	70%以上	80%以上
26.51.66.190	ロックウェルスーパーフィシャル高度計		95%以上	

ロシア連邦政府のその他の法規文書に定めのある国家支援策の享受を目的とする場合、2024年1月1日以降は、測定機器に対する最大可能点数に占めるパーセンテージが60%以上でなければならない。」

26) 備考30の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

27) 備考31第1段落を以下の文言とする。

「31. 連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』の一環としての国家および地方自治体の需要の充足を目的とした、OK 034-2014 (KPES 2008) のコード32.99.53.110、32.99.53.120、32.99.53.130、32.99.53.190に基づき分類される学習用設備および研修・教育用機器産業製品の調達の遂行、ならびに連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在をその要件とする国家支援策の享受を目的とする場合、学習用設備および研修・教育用機器産業製品を生産するにあたり、ロシア連邦領内における本附属書第XXVII章に記載のある技術オペレーションの生産（遂行）について以下の合計ポイントを達成しなければならない。」

28) 備考32および33の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

29) 備考34第1段落を以下の文言とする。

「34. 連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』の一環としての国家および地方自治体の需要の充足を目的とした製品（農業または造園業で使用する有機・無機肥料散布機、液体もしくは粉末の散布または噴霧に使用する機械装置）の調達の遂行、ならびに連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在をその要件とする国家支援策の享受を目的とする場合、当該の製品を生産するにあたり、当該製品について本附属書第III章に定めがあり、かつ当該の製品について可能な限り最大のポイント数（研究業務および〔または〕試験設計業務に対するポイント、および自律型動作制御システムの構成要素に対するポイントは算入しない）に、ロシア連邦領内における研究業務および（または）試験設計業務および自律型動作制御システムの構成要素に対するポイントに対して取得したポイントを追加加算したものに対する以下のパーセンテージの達成を確保する技術オペレーションおよび生産オペレーション（条件）を履行しなければならない。」

30) 備考35第1段落を以下の文言とする。

「35. 連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』の一環としての国家および地方自治体の需要の充足を目的とした製

品（食品産業用ベルトコンベア、食品産業用スクレーパーコンベア、食品産業用プレートコンベア、食品産業用ローラーコンベア、食品産業用スクリュウコンベア、産業用エレベーター（ノーリア）、食品産業用振動コンベア、他の分類に含まれないその他の食品産業用コンベア、穀物加工用製粉プラント、製粉企業用技術設備、篩分け機、脱穀機、他の分類に含まれないその他の製粉企業用技術設備、穀類・アルコール産業用技術設備、配合飼料産業用技術設備、大型有角獣およびその他の農作業用家畜の幼齢個体への給餌用設備（「ミルクタクシー」）、養鶏用インキュベーター、鶏（採卵鶏を除く）・ウサギ・毛皮獣用ケージ設備、採卵鶏飼養用ケージ設備、鶏平飼い用設備、大型有角獣用自動引っ掻き機、仕切り内飼育用設備、畜産用水飲み機、畜産用飼料葉桶、養豚用設備、クリーム用遠心分離機、牛乳用遠心殺菌機、牛乳用体細胞分離セパレーター、牛乳保存容器、牛乳浄化/冷蔵機、牛乳発酵用容器、食用油または油脂加熱容器、酵素製造容器、カッターチーズ槽、ビール醸造産業用容器、食品産業用サイロ、複合型オーバーヘッドコンベア、食品産業用チェーンコンベア、食品産業用スキップリフト、食品産業用空気圧リフト、空気清浄用サイクロン、食品産業用スリーブフィルター、食品産業用ボトル・その他の容器の洗浄設備、食品産業用ボトル・その他の容器の注ぎ分け・キャップ付け・包装用設備、食品産業用ボトル・その他の容器のシュリンクラップ包装用設備、食品産業用ボトル・その他の容器のボール紙容器包装用設備、牛乳受入れ設備、食品産業用低温殺菌/冷却・滅菌/冷却装置、食品産業用脱気装置、カッターチーズプレス/冷却装置、動物性・植物性油脂溶解槽、食品産業用ドラム式ホエー分離機、食品産業用油脂製造機、食品産業用ホモゲナイザー、チーズ製造機、チーズ溶解/成型用技術設備、チーズ用電気機械式プレス、チーズ用機械式・空気圧式プレス、チーズ製造槽、食品産業用液体移送用分散機および混合機、吸引装置および分別装置、粉摺り機、製粉企業用ローラーミル、皮むき器、クラッシャー、播種機、農産物用乾燥機、食品分包/包装機、食品産業用ペースト状製品自動分包/包装機、食品産業用ポリエチレンテレフタレート容器（PET容器）自動/半自動ブロー成型機、食品産業用設備/パイプライン洗浄装置、食品産業用貯蔵設備、種子・穀物・乾燥豆作物洗浄/分別/選別機）の調達の遂行、ならびに連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在を要求事項として定めている国家支援措置の享受を目的とする場合、当該の製品を生産するにあたり、当該製品について本附属書第III章に定めがあり、かつ当該の製品について可能な限り最大のポイント数に対する以下のパーセンテージの達成を確保する技術オペレーションおよび生産オペレーション（条件）を履行しなければならない。」

31) 備考36の文言「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

32) 備考37第1段落、備考38第1段落、備考54第1段落の文言「「ロシア連邦領内で生産された製品」を、文言「ロシアの工業製品」に置き換える。

33) 備考52第1段落を以下の文言とする。

「52. 連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』の一環としての国家および地方自治体の需要の充足を目的として本附属書第XI章に記載のある製品の調達の遂行を目的とする場合であって、家具および木材産業の製品に対し連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在がその調達の要件とされる場合、当該の製品を生産するにあたり、本附属書第XI章に定めがあり、かつ当該の製品項目について以下の最小可能ポイント数の達成を確保する要件および技術オペレーションを履行しなければならない。」

34) 備考53第1段落を以下の文言とする。

「53. 連邦法『国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて』の一環としての国家および地方自治体の需要の充足を目的として本附属書第XVII項に記載のある製品の調達の遂行を目的とする場合であって、連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い、2015年7月17日付連邦政府決定第719号『ロシアの工業製品生産の確認について』に則り構築された国家産業情報システムに掲載されるロシアの工業製品登録簿の登録記録の存在がその調達の要件とされる場合であり、かつ、ロシア連邦領内で生産された製品に当該の工業製品を分類することを目的とする場合、その生産にあたっては、本附属書第XVII章に定めがあり、かつ当該の製品項目について以下の最小可能ポイント数の達成を確保する要件および技術オペレーションを履行しなければならない。」

35) 以下の内容の備考55を追加する。

「55. 本附属書に定めのある製品について、ロシアの工業製品生産の確認を行う場合には以下の通りとする。

連合国家創設条約の他の加盟国の全権機関が交付する鑑定書、または2009年11月20日に署名さ

れた独立国家共同体における商品原産国特定規則に関する協定の不可分の一部である商品原産国特定規則附属書第2号に記載のある様式ST-1をもって、前記の規則に定めのある商品原産国特定基準に従い当該の加盟国の全権機関が交付する商品（製品）原産地証明書は、材料（原料）および組付部品（パーツ、ユニット、アセンブリ）ならびに生産オペレーションおよび技術オペレーション（以下順に、「コンポーネントの生産に関する文書」、「コンポーネント」）が本附属書に定めのある要件に適合しているかどうかを確認する目的においては、ロシア連邦商工会議所が交付するコンポーネントの生産に関する文書と同等の地位を有し、前記の要件を満たすものとなる。

本備考第2段落は、OK 034-2014（KPES 2008）の以下のコードに基づき分類される工業製品には適用しない。

26.20.40.150、27.11.50.120、26.51.43.139、28.22.19.169の「エレベーター用周波数変換器」、27.32.13.199の「エレベーター用吊り下げケーブル（シャフト用）」、28.15.10の「カセット型円錐ころ軸受け（鉄道軸箱）」、28.15.24の「トラクター用トランスミッション」、28.22.19.160の「エレベーターの箱部分」、28.22.19.163、28.30.91、28.92.6、29.32.30.250の「ドライブアクスルアセンブリ（自走式農業機器・建設/道路工事機器、ただしコンバイン用の同アセンブリを除く）」、28.41.40の「NCシステム」。

28.22.19.161、28.22.19.165、28.22.19.169の「エレベーター制御システム」（2025年1月1日以降）。

28.12の「静水圧式トランスミッション、油圧ポンプ、油圧モーター」（2025年5月7日まで）。

28.22.19.169の「エレベーター箱部分の扉の駆動装置」（2025年6月1日以降）。

28.22.19.164（2026年1月1日以降）。

本附属書に定めのある要件への適合性が確認されたコンポーネントは、ロシア連邦領内で生産されたコンポーネントと同等の地位を有するものとするが、ただし、本附属書第III章に記載のある工業製品の生産にあたっては生産オペレーションおよび技術オペレーション（条件）の総量の50%以上、本附属書に定めのあるその他の工業製品の生産にあたっては生産オペレーションおよび技術オペレーション（条件）の総量の20%以上をロシア連邦領内で履行することを条件とする。」

5. 以下の内容のロシアの工業製品登録簿作成・備付け規則、登録簿に記載する情報の構成、当該情報の国家産業情報システムへの掲載、および登録簿に記載された情報の提供をはじめとする登録簿への当該情報の記載・削除手順を追加する。

2015年7月17日付

ロシア連邦政府決定第719号により

承認

ロシアの工業製品登録簿作成・備付け規則、登録簿に記載する情報の構成、当該情報の国家産業情報システムへの掲載をはじめとする登録簿への当該情報の記載・削除手順、および登録簿に記載された情報の提供の手順

I. 総則

1. 本規則は、連邦法『ロシア連邦における産業政策について』第17条の1に従い国家産業情報システムに掲載されるロシア連邦産業商務省によるロシアの工業製品登録簿（以下、「登録簿」）の作成・備付け手順、登録簿に記載する情報の構成、ならびに当該情報の国家産業情報システムへの掲載をはじめとする登録簿への当該情報の記載・削除手順、および登録簿に記載された情報の提供の手順を定めるものである。

2. 本規則で使用する定義は、以下の意味を有する。

「評価実施証明書」－2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシアの工業製品生産の確認について」（以下、「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号」）第1項第b号および第d号に定めのあるロシアの工業製品の生産確認基準に工業製品が適合していることを証明する登録記録がすでに作成されている製品の評価の実施結果に基づき、ロシア連邦商工会議所がロシア連邦産業商務省との調整合意に基づき定めた手順に則り交付する文書。

「鑑定書」－ロシア連邦商工会議所が交付する文書であって、生産される工業製品が2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に適合していることを証明する文書。

「申請者」－ロシア連邦領内、ロシア連邦大陸棚、ロシア連邦特別経済区における工業分野で事業を遂行する法人または個人事業主。

「登録記録変更申請」－ロシアの工業製品の生産者が国家産業情報システムを通じて提出する登録記録の変更申請。

「登録簿への情報登録申請」－申請者が国家産業情報システムを通じて提出する、登録簿への工業製品情報の登録申請。

「製品カタログ」－全ロシア経済活動種別製品分類（OKPD 2）OK 034-2014（以下、「全ロ分類」）に基づき、本規則に従って作成された体系的な工業製品リストであって、本規則、ならびに2017年2月8日付ロシア連邦政府決定第145号「調達領域の統一情報システム上における国家および地方自治体の需要のための商品・役務・サービスカタログの作成および備付け規則、ならびに国家および地方自治体の需要のための商品・役務・サービスカタログの利用規則の承認について」により承認された、調達領域の統一情報システム上における国家および地方自治体の需要のための商品・役務・サービスカタログの作成および備付け規則に則った情報を含むリスト。

「適合期間」－2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に工業製品が適合していると認められる期間、または、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に生産現地化指標が盛り込まれている場合には、その生産現地化指標が達成されていることを証明する期間。

「生産現地化指標」－2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に記載のあるオペレーション（条件）の、ロシア連邦領内における履行（達成）に対するポイント数と、ロシア連邦領内における研究業務および試験設計業務の履行（達成）に対するポイント数の合計数、または、ロシア連邦領内における当該のオペレーション（条件）の履行（達成）に対するポイントの合計数が、製品を登録簿に登録するために求められる最大可能ポイント数に占めるパーセンテージの達成を求める要件。

「登録記録」－ロシア連邦法「ロシア連邦における産業政策について」第17条の1に従い国家産業情報システムに掲載される情報の総体であって、工業製品に関する情報を登録簿に登録する形でロシア連邦産業商務省が作成する記録。

「商品（製品）原産地証明書」－2009年11月20日に署名された独立国家共同体における商品原産国特定規則に関する協定の不可分の一部である商品原産国特定規則に定めのある様式をもって、前記の規則に定めのある商品原産国特定基準（以下、「商品原産国特定基準」）に従いロシア連邦商工会議所が交付する文書。

「特別投資契約」一連邦法「ロシア連邦における産業政策について」第16条に従いロシア連邦の参加のもとに締結された特別投資契約、または連邦法「ロシア連邦における産業政策について」第2条の1に従い締結された特別投資契約。

「専門家による見解書」一生産エリア、設備、人員、技術オペレーションの履行、ならびに生産に関連する証憑書類が申請者の生産エリアに直に存在していることの確認を目的としたロシア連邦商工会議所の出張検査の結果に基づき交付される文書。

3. 登録簿の備付けは、国家産業情報システムを使用し登録記録の登録、変更および（または）削除を実施する方法をもって、ロシア連邦商工会議所が電子形式でこれを実施する。

登録簿に含まれる情報は一般公開情報である。登録簿へのアクセスは、情報通信ネットワーク「インターネット」上のサイト gisp.gov.ru を介して確保される。前記情報の取得者の認証は不要である。

II. 登録簿への工業製品に関する情報の登録

4. 登録簿への工業製品に関する情報の登録は、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号第1項第a号、第b号、第d号に定めのある文書を根拠として登録記録を作成する方法をもって実施する。

申請者は、国家産業情報システムを通じて登録簿への情報登録申請を提出する。

2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書によって要件が定められている工業製品に関する情報について1暦年の第1～第3四半期に提出された登録簿への情報登録申請に関しては、登録簿への情報登録申請が提出された暦年について定められている当該製品に対する要件に従い登録記録を作成する。

2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書によって要件が定められている工業製品に関する情報について1暦年の第4四半期に提出された登録簿への情報登録申請に関しては、当該の要件を改正するものとして登録簿への情報登録申請が提出された暦年の翌暦年の1月1日から発効するロシア連邦政府文書が交付されている場合には、当該暦年と翌暦年の両方に対し定められている当該製品に対する要件に従い登録記録を作成する。

生産現地化指標が定められている工業製品に関する情報についての登録簿への情報登録申請に関しては、その適合期間を定めるにあたり、ロシア連邦商工会議所は本規則第6項に従い申請者が提示した文書および情報に従う。

登録簿への情報登録申請を提出するにあたり、申請者は登録簿への情報登録申請の提出と国家産業情報システムに含まれる情報へのアクセスに対する責任を負う全権担当者を決定しなければならない。

5. 登録簿への情報登録申請は電子形式で提出し、登録簿への情報登録申請に対する責任を負う全権担当者が国家産業情報システムのプライベートアカウントにおいて記入したうえで、2012年8月25日付ロシア連邦政府決定第852号「国家および地方自治体のサービスの享受の申請時における高度適格電子署名使用規則の承認、ならびに国家サービスの提供に係る行政規則の策定・承認規則の改正について」により承認された国家および地方自治体のサービスの享受の申請時における高度適格電子署名使用規則に従い高度適格電子署名をもって申請者の責任者（担当者）が署名する。

6. 登録簿への情報登録申請には以下の事項を記載する。

a) 申請者一法人の名称、申請者一個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。

b) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。

c) 法人の場合：所在地、個人事業主の場合：滞在地もしくは居住地の登録住所、ならびに工業製品の生産活動を遂行する生産施設の所在地。

d) 登録簿への情報登録申請に対する責任を負う全権担当者の連絡先情報：これには連絡先電話番号、電子メールアドレスを含む。

e) 生産する工業製品の名称、および全ロ分類およびユーラシア経済連合貿易品目分類（以下、「品目分類」）に則ったそのコード。申請者は、登録簿への情報登録申請に記載する、生産する工業製品に関する情報を製品カタログに掲載しなければならない。

f) 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書第1項第a号に定めのある文書、連邦法

「ロシア連邦における産業政策について」第16条および第18条の5に従い遂行される、特別投資契約に基づき投資家が負った義務の履行に対する監督の結果取得された直近の報告期間に関する文書（特別投資契約の発行日において、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件のうち少なくともいずれか1つが工業製品生産時に履行されていることが当該契約に記載されている場合には、特別投資契約の締結年には監督結果に基づく文書は提出しないが、前記附属書に当該製品の記載がない場合には、2009年11月20日に署名された独立国家共同体における商品原産国特定規則に関する協定の不可分の一部である商品原産国特定規則附属書1に従う）。

g) 車輪式輸送車両に分類される製品に関しては、輸送車両の型式承認（シャシータイプ承認）番号（工業製品に当該の番号がある場合）。

h) 生産する工業製品に対する技術要件を定める文書の詳細（仕様書、組織基準、技術規則、国家規格、またはその他の文書）。

i) 全ロ分類に則り分類30.11に含まれる造船業製品に対して国際海事機関が付与した建造番号または船舶識別番号。ただし、全長25m未満の船舶は除外する。

k) 申請があった工業製品の生産（製造）の事実、しかるべき設計文書およびその他の技術文書、生産エリア、設備、人員の存在の確認を目的としたロシア連邦商工会議所による検査の実施、ならびに当該の生産に関連するその他の文書の提示に対する申請者の同意。

l) 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件、または商品原産国特定基準、もしくは登録記録の有効期間のすべてにわたり、生産される製品の生産現地化指標の策定時に考慮される技術オペレーション（条件）履行度合いの評価基準に対する、生産される工業製品の適合性評価の実施に対する申請者の同意。

m) ロシア連邦産業商務省との調整合意に基づきロシア連邦商工会議所が定める文書および情報。

7. 特別投資契約が生産確認基準となる工業製品に関する登録簿への情報登録申請は、ロシア連邦産業商務省がこれを審査する。

鑑定書が生産確認基準となる工業製品に関する登録簿への情報登録申請は、鑑定書の交付を目的として、ロシア連邦産業商務省との調整合意に基づき定められた方法に則りロシア連邦商工会議所がこれを審査する。

商品（製品）原産国証明書が生産確認基準となる工業製品に関する登録簿への情報登録申請は、商品（製品）原産国証明書の交付を目的として、ロシア連邦産業商務省との調整合意に基づき定められた方法に則りロシア連邦商工会議所がこれを審査する。

8. ロシア連邦商工会議所が鑑定書を交付した場合、登録簿への情報登録申請はロシア連邦産業商務省に送付される。

登録簿への情報登録申請のロシア連邦産業商務省への送付は自動で速やかに行うものとし、遅くとも鑑定書交付の翌業務日までとする。

ロシア連邦産業商務省は、登録簿への情報登録申請の受領後10業務日以内に、受領した登録簿への情報登録申請に情報が含まれている工業製品に対し、本規則第6項に従い申請者が記載した情報および（または）鑑定書に記載されている情報の完全性および信頼性の確認と、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に工業製品が適合しているかどうかの検査を実施する。

9. 申請者に対しては、国家産業情報システムのプライベートアカウントページへの通知、ならびに登録簿への情報登録申請に申請者が記載した電子メールによって、登録簿への情報登録申請の審査の進捗に関する情報が通知される。

10. ロシア連邦商工会議所によって商品（製品）原産国証明書が交付された工業製品に関する情報の登録簿への登録は、国家産業情報システムを通じて自動で速やかに行うものとし、遅くとも商品（製品）原産国証明書の交付日の翌業務日までとする。

11. 本規則第8項に従い本規則第8項第3段落に記載のある最終期日までに情報および文書の完全性および信頼性を確認した結果に基づき、ロシア連邦産業商務省は登録記録を作成するか、もしくは以下の事項を実施する。

a) 本規則第15項に則った拒否理由を明記したうえで、申請者に対して登録記録作成拒否を送付する。

b) 差し戻し理由を明記したうえで、登録簿への情報登録申請をロシア連邦商工会議所での修正作業に回す。

12. 生産現地化指標の計算または試算が正確でない場合、登録簿への情報登録申請をロシア連邦商工会議所での修正作業に回す。

登録簿への情報登録申請と提出された文書に不正確な点や乖離がある場合、または登録簿への情報登録申請に不完全な情報が記載されており、および（または）本規則第6項に定めのある書類の提出が不完全な場合、登録簿への情報登録申請を申請者の修正作業に回す。

13. 修正作業に回されてきた登録簿への情報登録申請は、本規則第12項に定めのある指摘事項を考慮したうえで申請者が15暦日以内にこれを修正し、国家産業情報システムを通じて再度、ロシア連邦商工会議所への審査へと送付する。同会議所は修正された登録簿への情報登録申請を受領した日より10業務日以内にその検査を実施する。

14. 以下の場合、ロシア連邦商工会議所は鑑定書もしくは商品（製品）原産国証明書の交付を拒否するか、または鑑定書もしくは商品（製品）原産国証明書を取り消す。

a) 先に修正作業に回した登録簿への情報登録申請が、本規則第13項に定めのある期日中にロシア連邦商工会議所に対し、指摘事項を修正したうえで提出されなかった、または、先に修正作業に回した登録簿への情報登録申請上で指摘事項が是正されていないことが明らかになった。

b) 本規則第10項に定めのある期日中に登録簿への情報登録申請を検査した結果、信頼性を欠く情報、または本規則第13項に定めのある期日中の是正が不可能な指摘事項が発見された。

c) 申請対象である製品の名称に従った全ロ分類のコード、およびその機能上の特徴を申請者が不正確に指定した。

15. 以下の場合、ロシア連邦産業商務省は登録記録の作成を拒否する。

a) 本規則第11項に従い先に修正作業に回された登録簿への情報登録申請に、登録簿への情報登録申請を修正作業に回した根拠となった指摘事項が再度見つかった。

b) 本規則第10項に定めのある期日中に登録簿への情報登録申請を検査した結果、信頼性を欠く情報、または本規則第13項に定めのある期日中の是正が不可能な指摘事項が発見された。

c) 申請対象である製品の名称に従った全ロ分類のコード、およびその機能上の特徴を申請者が不正確に指定した。

16. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号第1項第a号および第b号に定めのある文書を根拠とした工業製品に関する情報の登録簿への登録は、本規則第8項に則った登録簿への登録申請に含まれている情報の完全性および信頼性の確認の結果に基づき、ロシア連邦産業商務省の全権担当者の決定に基づきこれを実施する。

全ロ分類に則り分類30.11に含まれ、また、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書第XVIII章に含まれている造船業製品である船舶の建造を遂行するにあたっては、前記の章に含まれ、かつ、製品の受渡証書への署名日におけるものも含め、効力を有する登録記録が作成されているその他の製品を使用することが可能である。

17. ロシア連邦商工会議所が鑑定書または商品（製品）原産国証明書の交付を拒否した場合、またはロシア連邦産業商務省が登録記録の作成を拒否した場合、申請者は提示された指摘事項を是正し、登録記録の作成申請を再度送付する権利を有する。

登録簿への情報登録の再申請は、本規則第8項～第16項に定めのある手順に則りこれを審査する。

III. 登録記録の変更

18. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に従い要件が定められている製品に関しては、申請者が評価実施証明書を添付したうえで登録記録の変更を申請することが可能とされている。

19. 生産現地化指標が変更された場合、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に工業製品が適合しているかどうかの評価の実施を目的として、ロシアの工業製品の生産者は国家産業情報システムのプライベートアカウントにおいて、本規則第18項に従い1暦年終了前

5カ月以内かつ終了3カ月前までに登録記録変更申請を提出することができる。

20. 登録記録変更申請は、ロシア連邦商工会議所がロシア連邦産業商務省との調整合意に基づき定めた手順に則った評価実施証明書の交付を目的として、ロシア連邦商工会議所に送付する。

21. 登録記録変更申請には以下の事項を記載する。

a) 申請者—法人の名称、申請者—個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。
b) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。

c) 登録記録変更に対する責任を負う全権担当者の連絡先情報：これには連絡先電話番号、電子メールアドレスを含む。

d) 生産する工業製品の名称、および全ロ分類および品目分類に則ったそのコード。

e) 登録記録の登録番号を明記した、現行の登録記録に関する情報。

f) 評価実施証明書（存在する場合）。

g) 変更が必要な情報および文書（存在する場合）。

22. ロシア連邦商工会議所が評価実施証明書を交付した場合、登録記録変更申請はロシア連邦産業商務省に送付される。

ロシア連邦産業商務省は10業務日以内に、本規則第21項に従い申請者が記載し、評価実施証明書において提示した情報の完全性と信頼性の確認と、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に工業製品が適合しているかどうかの検査を実施する。

23. 申請者に対しては、国家産業情報システムのプライベートアカウントページへの通知、ならびに登録記録変更申請に申請者が記載した電子メールによって、登録記録変更申請の審査の進捗に関する情報が通知される。

24. 本規則第21項に従い記載された情報、ならびに本規則第22項に則ったロシア連邦商工会議所の評価実施証明書の確認を本規則第22項第2段落に定めのある最終期日までに実施した結果に基づき、以下の事項を実施する。

a) 登録記録を変更する。

b) 登録記録の変更を拒否する。

c) 差し戻し理由を明記したうえで、登録記録変更申請を修正作業に回す。

d) 削除理由を明記したうえで、登録簿から登録記録を削除する。

25. 登録記録変更申請は、生産現地化指標の計算または試算が正確でない場合にはロシア連邦商工会議所での修正作業に、また、以下の場合には申請者による修正作業に回す。

a) 登録記録変更申請と提示された文書に不正確な点や乖離がある。

b) 登録記録変更申請に不完全な情報が記載されており、および（または）本規則に定めのある書類が完全な一式としては提出されなかった。

26. 修正作業に回されてきた登録記録変更申請は、本規則第25項に定めのある指摘事項を考慮したうえで15暦日以内に申請者がこれを修正し、国家産業情報システムを通じて再度、ロシア連邦商工会議所への審査へと送付する。同会議所は修正された登録記録変更申請を受領した日より10業務日以内にその検査を実施する。

27. 以下の場合、ロシア連邦商工会議所は評価実施証明書の交付を拒否するか、または交付済みの鑑定書もしくは商品（製品）原産国証明書を取り消す。

a) 先に修正作業に回した登録記録変更申請が、本規則第26項に定めのある期日中にロシア連邦商工会議所に対して指摘事項を修正したうえで提出されなかったか、または、先に修正作業に回した登録記録変更申請上で指摘事項が是正されていないことが明らかになった。

b) 本規則第22項に定めのある期日中に登録記録変更申請を検査した結果、信頼性を欠く情報、または本規則第26項に定めのある期日中の是正が不可能な指摘事項が発見された。

28. 以下の場合、ロシア連邦産業商務省は登録記録の変更を拒否する。

a) 本規則第25項に従い先に修正作業に回された登録記録変更申請に、登録記録変更申請を修正作業に回した根拠となった指摘事項が再度見つかった。

b) 本規則第22項に定めのある期日中に登録記録変更申請を検査した結果、信頼性を欠く情報、または本規則第26項に定めのある期日中の是正が不可能な指摘事項が発見された。

29. 登録記録変更申請の審査にあたり、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に対する工業製品の不適合が明らかになった場合、ロシア連邦商工会議所は登録簿から登録記録を削除する。

30. ロシア連邦商工会議所が評価実施証明書の交付を拒否した場合、またはロシア連邦産業商務省が登録記録の変更を拒否した場合、申請者は提示された指摘事項を是正し、登録記録変更申請を再度送付する権利を有する。

登録記録変更に係る再申請は、本規則第21項～第31項に定めのある手順に則りこれを審査する。

IV. 登録記録の作成、登録簿に記載する情報の構成、 登録記録の有効期間、および登録簿からの登録記録の削除

31. 登録簿の作成および備付けは、申請対象となる製品の生産を証明し、かつ2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号第1項に記載のある書類を根拠とし、本規則第6項第k号に定めがあり、かつ製品カタログに記載のある情報を使用したうで行うものとし、同登録簿には以下の情報を含めるものとする。

- a) 登録記録作成年月日、同記録の有効期限および番号。
- b) 申請者—法人の名称、申請者—個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。
- c) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。
- d) 法人の場合：所在地、個人事業主の場合：滞在地もしくは居住地の登録住所、ならびに工業製品の生産活動を遂行する生産施設の所在地。
- e) 生産する工業製品の名称、および全口分類および品目分類に則ったそのコード。
- f) 生産する工業製品に対する技術要件を定める文書の詳細（仕様書、組織基準、技術規則、国家規格、またはその他の文書）。
- g) 生産現地化指標が定められている製品の場合：ロシア連邦領内における当該のオペレーション（条件）の履行（達成）に対するポイントと、ロシア連邦領内における研究業務および試験設計業務の履行に対するポイントの合計数に、鑑定証明書に則ったこれらのポイントの有効期間を明記したもの、ならびにロシア連邦領内における研究業務および試験設計業務の履行に対するポイント数を定める鑑定証明書の名称および詳細、またはロシア連邦領内における当該のオペレーション（条件）の履行（達成）に対するポイントの合計数と、最大可能ポイント数、および最大可能ポイント数に占める合計ポイント数のパーセンテージ。
- h) 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書第IX章に定めがあり、かつ、第1レベルの無線電子製品または第2レベルの無線電子製品に分類されることが定められている製品の場合：無線電子製品の当該のレベルに関する情報。
- i) 登録記録を変更する根拠となった文書の年月日および詳細（先に登録記録が変更されていた場合）
- j) 全口分類に則り分類30.11に含まれる造船業製品に対して国際海事機関が付与した建造番号または船舶識別番号（製品が当該の番号を有している場合）
- k) 車輪式輸送車両に分類される製品に関しては、輸送車両の型式承認（シャシータイプ承認）番号（工業製品に当該の番号がある場合）。

32. 本規則に従い確認された工業製品には、登録簿への情報登録にあたり、工業製品の識別番号となり、恒常的に固定される登録記録登記番号が付与される。

33. 特別投資契約、および商品（製品）原産国証明書を根拠として作成された登録記録はその作成年月日より3年間効力を有するが、ただし、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号第1項に定めのあるロシアの工業製品生産確認基準および本規則に適合している場合に限る。

鑑定書を根拠として作成された登録記録はしかるべき書類に記載のある適合期間にわたり効力を有するが、ただし、記録作成年月日より3年を超えないものとする。

34. ロシア連邦産業商務省は、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件、または商品原産国特定基準に工業製品が適合していないことが判明した場合、登録簿から登

録記録を削除する。

35. 登録記録の有効期間にわたり、ロシア連邦産業商務省はロシア連邦商工会議所との協力のもと、本規則第36項～第40項に従い、生産される工業製品が2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に適合しているかどうかの評価、またはロシア連邦領内におけるしかるべきオペレーション（条件）の履行（達成）に係る評価（生産現地化指標が定められている製品の場合）を遂行する。

36. 以下の場合、ロシア連邦産業商務省はロシア連邦商工会議所に対し出張検査の実施を求める照会を送付する。

a) 本規則第6項および第21項に従い申請者が記載した情報、ならびに本規則第43項に従い提出された情報を審査した結果、または当該情報が提出されなかった結果、生産エリア、設備、人員、技術オペレーションの履行が生産者のもとに存在していること、ならびに生産に関連する書類が申請者の生産エリアに直に存在していることを示すものとして提出された書類および情報に対する追加検査の必要性が確認された。

b) 登録簿に記載され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件または商品原産国特定基準に対する工業製品の適合性を示す情報が信頼性を欠く兆候を有していることが記載された、監督・監査機関、法秩序維持機関、ロシア連邦構成主体国家権力機関を含む連邦執行権力機関からの照会の存在。

c) 登録簿に記載されている情報であり、かつ2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件または商品原産国特定基準に対する工業製品の適合性を示す情報が信頼性を欠く兆候を有しているとする根拠ある情報が記載された、自然人、法人、または社会監視を手がける社会団体または法人団体からの申告、通報の存在。

d) 登録簿に記載されている情報であり、かつ2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件または商品原産国特定基準に対する工業製品の適合性を示す情報が信頼性を欠く兆候を有しているとの記載があるマスメディアの報道の存在。

37. 第36項第c号および第d号に則った出張検査の実施は、1暦年に1度を超えないものとする。

38. ロシア連邦商工会議所がロシア連邦産業商務省との協力のもとに定める方法に則り、ロシア連邦商工会議所による出張検査の実施には、2020年4月12日付ロシア連邦政府命令第994-r号に記載のある組織の参加を誘致することができる。

39. 本規則第36条に記載のある出張検査の結果に基づき、ロシア連邦商工会議所は鑑定書を作成し、作成日より5業務日以内に国家産業情報システムを通じてこれをロシア連邦産業商務省への審査に送付する。

40. ロシア連邦産業商務省は10業務日以内に鑑定結果を審査し、以下の決定のうち1つを採択する。

a) 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件、または商品原産国特定基準に対する不適合の事実が存在することが確認された場合、登録簿から登録記録を削除する。

b) 登録簿から登録記録を削除する必要性が存在しないとする決定を採択する。

c) 工業製品を登録簿に登録するか、もしくは登録記録を変更する。

41. 以下の場合、ロシア連邦産業商務省は登録簿から登録記録を削除する。

a) 工業製品について特別投資契約が締結されているか、もしくは鑑定書が交付されている場合で、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に定めのある要件に工業製品が適合していない。

b) 工業製品について商品（製品）原産国証明書が交付されている場合で、商品原産国特定基準に工業製品が適合していない、または、工業製品について2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に従い要件が制定されている。

c) 本規則第40項第a号に従い鑑定書を審査した結果に基づいて。

d) 工業製品に関する情報を登録簿に登録する根拠となった登録簿への登録申請を提出した法人が清算されたか、または自然人が個人事業主としての事業を終了した。

e) 本規則第33項に従い登録記録の有効期間が経過した。

42. 登録記録の有効期間の経過に伴い採択された登録記録削除決定に関しては、当該の決定の

採択年月日より5業務日以内に、国家産業情報システムのパーソナルアカウントおよび登録簿への情報登録申請に申請者が記載した電子メールを用いて生産者に情報を通知する。

43. 申請者は国家産業情報システムのパーソナルアカウントを通じて毎年4月1日より前までに、ロシア連邦産業商務省およびロシア連邦商工会議所に対し、本規則に従い登録記録が作成されている生産・出荷対象製品に関する情報を提出する。

V. 登録簿の情報の提供

44. 登録簿に記載されている情報は、登録簿に情報が記載されている組織または個人事業主を含む任意の関係者に対し、抄本の形で提供される（以下、順に「関係者」、「登録簿の抄本」）。

45. 附属書の様式に則った登録簿の抄本は、国家産業情報システム上において電子形式により自動的に、ただし遅くともしかるべき照会の送付日の翌業務日中に作成されるものとし、また、国家産業情報システムを使用して関係者に提供される。前記の登録簿の抄本には以下の情報が含まれる。

- a) 登録記録の現在の登記番号、ならびに登録記録の初期登記番号（変更が加えられた登録記録の場合）。
- b) 登録記録の作成年月日。
- c) 登録記録の有効期間。
- d) 生産者の名称。
- e) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。
- f) 生産する工業製品の名称、および全ロ分類および品目分類に則ったそのコード。
- g) 生産現地化指標。
- h) 無線電子産業のレベルに関する情報（無線電子産業に関する情報を含む登録記録の場合）。
- i) 連邦法「国家および地方自治体の需要のための商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて」に則った国家および地方自治体の需要のための調達の遂行を目的とした場合における、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に定めのある数値に対する、達成ポイント数の適合性に関する情報。
- j) 登録簿の抄本の生成年月日および時刻。

VI. 製品カタログの作成と備付け

46. 製品カタログは、連邦法「ロシア連邦における産業政策について」第14条第2項に従い定められる国家産業情報システムオペレーター（以下、「オペレーター」）が、本規則第6項に従い申請者が提出する情報を根拠として、国家産業情報システムを使用し製品情報を登録（変更および〔または〕削除）する方法でこれを作成し、備付ける。

47. 製品カタログに工業製品に関する情報を登録する根拠となるのは、産業領域における事業活動主体によるオペレーターへの情報の提供であるが、同情報は国家産業情報システムに登録されるが連邦法によりアクセスが制限されるものではなく、その構成と提供手順は2017年12月21日付ロシア連邦政府決定第1604号「産業領域における事業活動主体、国家権力機関、地方自治機関による、国家産業情報システムへの登録、および情報通信ネットワーク『インターネット』における公開アクセス上への国家産業情報システムの情報の掲載を目的とした情報の提供について」に則り定められる。

48. 製品カタログは、商品・役務・サービスカタログの要件を考慮したうえでの製品の詳細説明の余地の確保、ならびに商品・役務・サービスカタログのコードの提供の点で、2017年2月8日付ロシア連邦政府決定第145号「調達領域の統一情報システム上における国家および地方自治体の需要のための商品・役務・サービスカタログの作成および備付け規則、ならびに国家および地方自治体の需要のための商品・役務・サービスカタログの利用規則の承認について」により承認された、調達領域の統一情報システム上における国家および地方自治体の需要のための商品・役務・サービスカタログの作成および備付け規則に従い作成される、調達領域の統一情報システムの、国家および地方自治体の需要のための商品・役務・サービスカタログ（以下、「商品・役務・サービスカタログ」）と統合さ

れる。

49. 製品カタログに含まれている情報は一般公開情報である。カタログへのアクセスは、情報通信ネットワーク「インターネット」上のサイト gisp.gov.ru を介して確保される。前記情報の取得者の認証は不要である。

50. 工業製品に関する情報は、本規則第49項に記載のある国家産業情報システムのパーソナルアカウントにおいて申請者が電子形式をもって提供し、高度適格電子署名をもって申請者の責任者（全権担当者）がこれに署名する

51. 製品カタログへの工業製品に関する情報の登録（変更、削除）申請（以下、「製品カタログへの情報の登録〔変更、削除〕申請」）の提出手順およびこれに対する要件は、オペレーターがロシア連邦産業商務省との合意のもとに制定する。

52. オペレーターは、製品カタログへの情報の登録（変更、削除）申請を受領した日より7業務日以内に、これが本規則第51項に定めのある要件に適合しているかどうかの確認を実施する。

製品カタログへの情報の登録（変更、削除）申請が本規則第51項に定めのある前記の要件に違反して提出されたことが明らかになった場合、オペレーターは国家産業情報システムを使用し、差し戻しの理由を明記したうえで、製品カタログへの情報の登録（変更、削除）申請を差し戻す。

53. 申請者は却下された製品カタログへの情報の登録（変更、削除）申請を指摘事項に従い修正し、国家産業情報システムを使用して、本規則第52項に従い検査を遂行するオペレーターにこれを再度送付し審査に付す。

54. 製品カタログへの情報の登録（変更、削除）申請が本規則第51項に定めのある要件に適合している場合、オペレーターは工業製品に関する情報を製品カタログに掲載する。

ロシアの工業製品登録簿作成・備付け規則、
登録簿に記載する情報の構成、
当該情報の国家産業情報システムへの掲載をはじめとする
登録簿への当該情報の記載・削除手順
および登録簿に記載された情報の提供の手順
附属書

(様式)

抄本
ロシアの工業製品登録簿より

登録記録番号 _____

登録簿への登録年月日

登録記録の有効期間

法人の名称（個人事業主の姓、名、父称〔存在する場合〕） _____

納税者識別番号 _____

法人の基本的国家登記番号（個人事業主の基本的国家登記番号）

無線電子製品のレベル _____

生産する工業 製品の名称	OK 34-2014 (OKPD 2) によ る工業製品コード	ユーラシア経済連 合貿易品目分類に よる工業製品コー ド	ロシア連邦領内にお ける生産オペレーシ ョンおよび技術オペ レーション（条件） の履行（達成）に対 するポイントの合計 数に関する情報	工業製品の調達に 十分なポイント数 への適合性に関す る情報

2024年6月29日付
ロシア連邦政府決定第894号
附属書

失効したロシア連邦政府の諸文書および諸文書の個々の規定一覧

1. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について」（ロシア連邦法令集、2015年、第30号、掲載番号4597；2017年、第40号、掲載番号5843）第1項の4、および同決定により承認された規則。
2. 2017年9月20日付ロシア連邦政府決定第1135号「ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類、およびロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について」（ロシア連邦法令集、2017年、第40号、掲載番号5843）により承認され、ロシア連邦政府の諸文書に加えられている改正第2項第c号第6段落および第d号。
3. 2019年2月20日付ロシア連邦政府決定第167号「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書交付原則の改正について」（ロシア連邦法令集、2019年、第8号、掲載番号793）
4. 2019年9月18日付ロシア連邦政府決定第1214号「ロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について」（ロシア連邦法令集、2019年、第39号、掲載番号5418）により承認され、ロシア連邦政府の幾つかの文書に加えられている改正第1項。
5. 2019年12月14日付ロシア連邦政府決定第1674号「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について」（ロシア連邦法令集、2019年、第51号、掲載番号7641）により承認され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に加えられている改正第4項。
6. 2020年4月30日付ロシア連邦政府決定第616号「外国を原産地とする工業商品の、国家および地方自治体の需要のための調達の実行を目的とした輸入、ならびに外国を原産地とする工業商品、外国の者が遂行（提供）する役務（サービス）の、国防および国家安全保障上の需要のための買付の実行を目的とした輸入に対する禁止措置の制定について」第16項第2段落、および同決定により承認された改正（ロシア連邦法令集、2020年、第19号、掲載番号2993）。
7. 2021年2月11日付ロシア連邦政府決定第165号「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について」（ロシア連邦法令集、2021年、第8号、掲載番号1340）により承認され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に加えられている改正第2項。
8. 2021年3月3日付ロシア連邦政府決定第308号「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について」（ロシア連邦法令集、2021年、第11号、掲載番号1804）により承認され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に加えられている改正第3項。
9. 2021年5月19日付ロシア連邦政府決定第758号「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について」（ロシア連邦法令集、2021年、第21号、掲載番号3604）により承認され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に加えられている改正第2項。
10. 2022年4月1日付ロシア連邦政府決定第553号「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認に係る幾つかの問題について」（ロシア連邦法令集、2022年、第15号、掲載番号2474）により承認され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に加えられている改正第4項。
11. 2022年9月13日付ロシア連邦政府決定第1599号「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について」（ロシア連邦法令集、2022年、第38号、掲載番号6460）により承認され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に加えられている改正第2項。
12. 2023年3月20日付ロシア連邦政府決定第434号「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について」（ロシア連邦法令集、2023年、第13号、掲載番号2290）により承認され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に加えられている改正第2項。
13. 2024年4月25日付ロシア連邦政府決定第531号「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について」（ロシア連邦法令集、2024年、第18号、掲載番号2447）により承認され、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号に加えられている改正第2項。